

令和元年10月1日から

年少・年中・年長児の

児童発達支援等

の利用者負担が
無料になります

無料になるにあたって、
新たな手続きは必要ありません。

無料の対象となるのは

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

～対象となる子どもの具体的な例～

時期	対象児
令和元年10月1日 ～令和2年3月31日	誕生日が 平成25年4月2日～平成28年4月1日までの児
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	誕生日が 平成26年4月2日～平成29年4月1日までの児

※ 利用者負担以外の費用（現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

無料となるサービス

児童発達支援

医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

福祉型障がい児入所支援

医療型障がい児入所支援